

農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができま

す。仮に80歳前に亡くなられた

場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

○税の特例が用意されています

☆支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。



この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

◆問い合わせ
・周防大島町農業委員会（農林課）
☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）
☎03（3502）3942

http://www.nounen.go.jp/
・山口大島農業協同組合本所
または各支所

やない警察署
だより

平成30年山口県警察視閲式の開催

■日時 5月12日(土) 午後2時から
※一部アトラクションは、午後1時から
■場所 山口きらら博記念公園（山口市阿知須）
■行事内容

- (1) 視閲式
徒歩部隊・車両部隊による分列行進を行います。
- (2) アトラクション
 - 警察音楽隊によるミニコンサート
 - 白バイによる傾斜走行
 - 管区機動隊による訓練
 - 警察車両、ヘリコプターの展示
 - 子供免許証作成 等
 ※ 荒天時は一部中止します。



■問い合わせ 山口県警察本部警務部警務課
☎083（933）0110

平成30年度出張年金相談
《予約制》

■開設場所 久賀総合センター
■開設日 毎月第3火曜日
■開設時間 午前10時から正午まで
午後1時から4時まで

■予約 相談希望日の前月1日から受け付けています。
※年金手帳、年金証書、振込通知書等、本人であることを確認できるものを必ずご持参ください。本人以外の方が相談される場合は、身分証明書（運転免許証等）と本人からの委任状が必要となります。

■申し込み・問い合わせ
岩国年金事務所
☎0827（24）2222